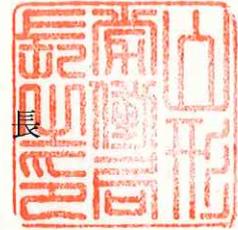


山形労発基 0303 第2号
令和4年3月3日

関係団体各位

山形労働局長



令和4年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成29年からは「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(以下「キャンペーン」という。)を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況(1月14日現在の速報値。別紙参照)をみると、休業4日以上死傷者は547人、うち死亡者は20人となっておりますが、そのうち山形県における死傷者は、現存するデータでは過去最多の29人となっており、死亡者についても平成22年以来の発生となった1人が含まれております。業種別に死傷者数をみると、建設業128人、製造業85人となっており、全体の約4割がこの2つの業種で発生しています。死亡者数は、建設業、商業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれています。また、入職直後や夏季休暇明けで明らかに暑熱順化が十分でないと思われる事例、WBGT値を実測せず、その結果としてWBGT基準値に応じた必要な措置が講じられていなかった事例等も見られています。

つきましては、令和4年のキャンペーンを、別添の令和4年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱(以下「要綱」という。)のとおり実施いたしますので、貴団体におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、傘下会員事業場等に対して周知を図っていただくとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等の御配慮をお願いいたします。

